

消費生活用製品安全法における公表の概要

消費者庁 HP による消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故（※）の公表について、平成 25 年 7 月の 1 ヶ月間の運用状況は次のとおりであった。

（※）死亡、障害の残る負傷等、火災、CO 中毒

公表日	① ガス機器・石油機器に関する事故件数 （製品起因か否かが特定できていない事故を含む。）（括弧内はこのうち火災の件数）	② ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故件数（括弧内はこのうち火災の件数）	③ ガス機器・石油機器以外に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故件数（括弧内はこのうち火災の件数）	計
7月2日	1（1）	4（4）	5（4）	10（9）
7月5日	2（2）	4（3）	4（3）	10（8）
7月9日	1（1）	4（3）	1（1）	6（4）
7月12日	4（4）	4（3）	3（2）	11（9）
7月17日	3（3）	3（3）	4（3）	10（9）
7月19日	0（0）	1（1）	4（3）	5（4）
7月23日	4（3）	2（2）	3（1）	9（6）
7月26日	2（2）	4（4）	4（3）	10（9）
7月30日	4（4）	5（5）	1（1）	10（10）
計	21（20）	31（27）	29（21）	81（68）

（概要）

- ・ 1 ヶ月間に 9 回と高頻度で公表している。
- ・ ①、②の重大製品事故については、事故発生日、報告受理日、製品名、機種・型式、事業者名（メーカー名）、被害状況、事故内容、事故発生都道府県を公表している。
- ・ 火災の割合が高く 83 製品中 68 製品で 8 割以上を占めている。（83.9%）
- ・ 火災以外の事案では、CO 中毒、火傷の他、脚立、折りたたみ自転車、電動車いす、介護ベッド、椅子、靴などによる負傷の事故があった。